

○ 猟銃等の製造及び販売事業者に対する

獵銃等の盜難防止対策等の指導の強化

について

〔昭和五十四年二月六日 五十四機局第九号
県知事あて 通商産業省機械情報産業局長〕

獵銃等関係事業者の獵銃等の保管管理の徹底方指導については、昭和五十三年六月十九日付け五十三機局第三三三三号にて通達しましたが、昨年十一月二十七日千葉県市川市内の獵銃等販売店において経営者等の就寝中に獵銃が窃取される事件が発生しました。

ついては、今後獵銃等の保管管理にさらに万全を期するため、武器等製造法の厳格な運用に努めるとともに今後特に下記事項につき貴管内獵銃等関係事業者に対する一層の指導強化方特段の御配慮をお願いします。

また、業務上所持する獵銃等の保管は法令及び指導通達等による保管設備で確実に行われなければならないことは言うに及ばず、住居部分で保管されることがないよう併せて指導されるようお願いします。

記

造（二重施錠やかんぬき等の使用）で確実に施錠すること。

二 武器等製造法施行規則第二十条第二号ロの「くさり等によつて獵銃等を堅固に固定しうる設備」を夜間や休日等も引き続いて保管設備として使用する場合にあつては、当該設備を鉄柵又はシャッター等により堅固に覆うことができる構造とし、確実に施錠すること。

三 法令等に基づく保管設備のほか上記一及び二を含む獵銃等の保管のためのくさり、金具、鍔、鐵柵又はシャッター等は容易に破壊できないものであること。

また、当該鍔の鍔の保管を確実にし、特に夜間及び休日等にあっては、鍔を金庫に入れる等により管理者の責任において確実に保管すること。

四 非常警報装置及び非常警鳴装置を常に点検し、その機能を正常な状態に維持すること。

五 その他夜間及び休日等にあつては管理上支障のないよう万全の措置を講じること。

一 事業場と住居部分とが同一の構造物にあつては、夜間及び休日等に外部から住居部分を通じて事業場内に容易に侵入できない構